

年金Q&A (vi.1



被用者年金が一元化されて、日本の年金制度は国民年金と厚生年金になったと聞きました。 私は地方公務員ですが、どの年金制度に加入しているのですか。



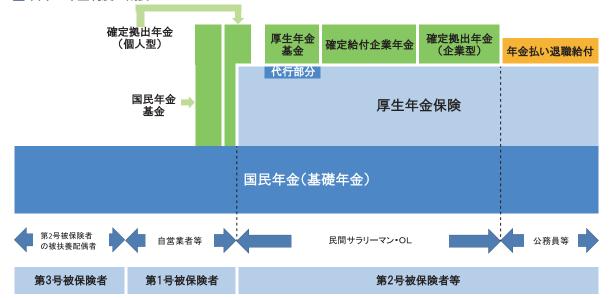
公的年金制度は、全国民に共通した「国民年金(基礎年金)」と企業等に勤めている方や 公務員が加入する「厚生年金(被用者年金)」の2階建ての体系となっています。

ア 全国民に共通した年金: 「国民年金(基礎年金)」

国内に在住する20歳以上60歳未満のすべての者が国民年金制度に加入します。 すべての国民年金制度加入者に共通に給付される年金を「基礎年金」といいます。

イ 民間の被用者や公務員の報酬比例の年金:「厚生年金(被用者年金)」 民間サラリーマン・OLや公務員が加入する年金です。 勤務されていた間の報酬を基に保険料や年金が決定されるため、同じ期間勤めた方であっても年金額は人によって異なります。

■日本の年金制度の概要



国民年金は、その被保険者の種類によって上の3つに区分されます。

地方公務員共済組合の組合員等は、国民年金の第2号被保険者(基本的には65歳到達前まで)に該当します。

厚生年金の被保険者(70歳到達前まで)は、勤務されている事業所により、4つに区分されます。

第1号厚生年金被保険者(一般厚年被保険者)	第2号〜第4号以外の被保険者をいいます。
第2号厚生年金被保険者(国共済厚年被保険者)	国家公務員共済組合の組合員である被保険者をいいます。
第3号厚生年金被保険者(地共済厚年被保険者)	地方公務員共済組合の組合員である被保険者をいいます。
第4号厚生年金被保険者(私学共済厚年被保険者)	私立学校教職員共済制度の加入者である被保険者をいいます。

したがいまして、地方公務員の方は

- 国民年金の第2号被保険者(基本的には65歳到達前まで)
- 厚生年金保険の地共済厚年被保険者(70歳到達前まで)
- 地方公務員共済組合の組合員(年金払い退職給付適用・年齢制限なし)

の3制度の被保険者(組合員)となっています。

(執筆/地方職員共済組合)